

令和 2 年 5 月 28 日

関係各位

一般社団法人大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」改正版の周知について

漁業関係者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で水産庁長官から発出された「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和 2 年 3 月 13 日付け元水管第 2280 号）等にもとづき事業を維持し、水産物の安定供給に努めてられましたことに、厚くお礼申し上げます。

この度、水産庁長官から本年 5 月 8 日の知見に基づいて作成された「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について」（令和 2 年 5 月 11 日付け 2 水管第 286 号）に関する改訂の通知（令和 2 年 5 月 22 日付け 2 水管第 386 号）があり、傘下の会員・組合員への再周知について依頼があったところです。

一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会としましては、コロナウイルス禍においても、漁業関係者が事業を維持し、業界の使命である水産物の安定供給を行うため、今後とも水産庁が作成した基本的ガイドラインに則って感染予防と事業継続を図ることとしますので、会員・組合員の皆様におかれましても、当該ガイドラインに則り現場の状況も踏まえながらご対応下さいますよう、引続きのご理解とご協力をお願いいたします。

○ガイドライン改正のポイント

- 自宅待機等を行う場合について、これまでの「発熱などの症状がある場合」に加え、「新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合」と「過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合」を追記。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」等)
- 感染予防策として、「人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める」旨を記述。また、「マスクの着用、咳エチケットの徹底」を明記。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」)
- 「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を追記。
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」)

漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- ・ 本ガイドラインは、漁業者（乗組員を含む。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに、保健所（感染症担当。以下同じ。）等と連携して、感染拡大防止を前提として、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年4月1日現在、食品（生で喫食する鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。
- ・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があります。漁業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じるようお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing：社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）
- ・ 「『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）

- ・ 漁業者は、乗組員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 以下のいずれかに該当する場合には、漁業者への連絡と自宅待機の徹底

ア 発熱などの症状がある場合

イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ウ 過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに漁業者に連絡のうえ、保健所に問い合わせ

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

〔 ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

ウ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

症状が 4 日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

エ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

- また、漁業者はマスクを着用し、人との間隔はできるだけ 2 メートルを目安に（最低 1 メートル）適切な距離を確保するよう努めるなど、感染予防策を行ってください。
- 事務所や船内においても、できる限り、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとってください。
- 漁業者は、乗組員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- 漁業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 事務所や船内での手洗い、手指の消毒。
 - ② マスクの着用、咳エチケットの徹底。
 - ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に操船機器、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。
- 漁業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を 8 割減らす 10

のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします⁴。

2. 出航前及び航海中の対応

(1) 船内備品の確認・充実等

- ① 新型コロナウイルス感染症に備えた対策について基本的な情報を把握し、乗組員に周知してください。
- ② 常備薬や体温計等の医療器具の船内常備品を再度確認してください。
- ③ 船内常備品に加えて、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品（マスク、消毒液、ビニール手袋等）も可能な限り充実を図ってください。

(2) 出航前の健康確認

- ① 出航前に乗組員全員の体温を計測し、体調等について聞き取りを行ってください。乗組員の同居家族の体調等についても同様に聞き取りを行ってください。できるならば、責任者や担当者が非接触型体温計により、乗組員の体温を計測し、聞き取りを行うことが望ましいです。

- ② 乗組員本人やその同居家族が以下のいずれかに該当する場合には、当該乗組員の乗船を見合わせ自宅待機としてください。

ア 発熱などの症状がある場合

イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ウ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

エ その上で、少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに保健所に相談させ、その結果について報告を受けてください。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

〔 ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 〕

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

- ・ 小児については、小児科による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関等に電話などでご相談ください。

- ③ 乗組員に新型コロナウイルス感染症が確認された場合又は濃厚接触者の連絡が保健所からあった場合は、医療機関又は保健所の指示に従い、乗船可能との診断があるまで当該乗組員を乗船させないなど感染拡大を防止する措置をとってください。

(3) 航海中の対応

① 我が国周辺海域で操業している漁船の場合

ア 船内における感染症予防対策（手洗い、手指の消毒、咳エチケット等）の徹底について、乗組員に再度周知してください。

航海中においても、定期的な体温計測等により乗組員の体調を把握してください。

イ 発熱などの症状が確認された乗組員があった場合は、可能な限り、他の乗組員との接触を避ける等感染拡大の防止のための措置を講じつつ、他の乗組員にも毎日の体温測定を実施する等健康状態のチェック体制を強化してください。

ウ 少なくとも以下のいずれかに該当する乗組員が確認された場合には、すぐに船籍港又は最寄りの港の周辺の保健所に相談し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法等）及び他の乗組員への感染を防止するための措置について指示を受けてください。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

〔 ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 〕

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

エ 船籍港又は最寄りの港に寄港し、上記ウの症状がある乗組員を下船させ、同ウの指示に基づく対応を確実にとってください。

オ 感染者が下船するまでの間、上記ウの指示に基づき、他の乗組員への感染の防止、船内の消毒、清掃等の対応をとってください。

② 遠洋海域で操業している漁船の場合

遠洋漁船内で新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認された場合、基本的には上記①により対応してください。なお、その際は、他の乗組員との接触を避けるための措置を講じるとともに、速やかに所属組合等を通じて水産庁管理調整課又は国際課の担当班に報告してください。

また、日本に帰港する場合には、保健所に相談し、その指示を受けてください。

なお、最寄りの外国の港への寄港を希望する場合には、速やかに代理店等を通じて入港に向けた手続きを開始するとともに、当該港において入港が拒否される、又は拒否が見込まれる場合には、速やかに所属組合等を通じて水産庁管理調整課又は国際課の担当班にその旨連絡し、対応を協議してください。

3. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

漁業者は、自らを含め、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、乗組員に対しては事務所又は船内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底してください。

(2) 濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。

このため、漁業者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- ・ 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です³。

(3) 濃厚接触者への対応

- ① 漁業者は、濃厚接触者と確定された乗組員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- ② 漁業者は、濃厚接触者と確定された乗組員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ③ 濃厚接触者と確定された乗組員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、漁業者は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

（4）水産庁への報告

漁業者は、船内で感染が発生した場合やこれにより操業に支障が出た場合は、速やかに所属組合等を通じて水産庁管理調整課又は国際課の担当班に報告してください。

4. 船内及び設備等の洗浄の実施

- ① 漁業者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（船室、食堂、操舵室、機関室、厨房、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、事務室等）の消毒を実施してください。
- ② 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（船室、食堂、操舵室、機関室、厨房、倉庫、事務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください^{2・5・6}。
- ③ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した漁船等は操業停止や漁獲物の廃棄などの対応をとる必要はありません。

5. 業務の継続

漁業者は、漁業者や乗組員が新型コロナウイルスに感染した場合の操業等の業務を継続するため、以下の体制をあらかじめ検討し、必要な準備を行ってください。

- ① 船内における新型コロナウイルス対策の責任者、担当者の選定
- ② マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配、消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定
- ③ 乗組員の交代要員の確保

漁業は、国民への食料供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときの対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。水産庁としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようお願いいたします。

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ & A (関連業種の方角け) (厚生労働省)
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(改訂 2020 年 4 月 27 日) (国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結果感染症課)
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス(2015 年 6 月 25 日版)」(一般社団法人日本環境感染学会)